

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の投票があります

衆議院議員の任期満了に伴い、11月下旬までに選挙が行われます。

投票日の投票時間
7:00▶20:00

町選挙管理委員会 ☎028(677)1111

あなたの一票は、国の将来を決める大切な一票です。
棄権することなく投票しましょう。

1 投票できる人

日本国民で、次の①および②に該当する人(ただし、選挙権を有しない人を除く)

- ①投票日に18歳以上になる人(投票日に満18歳になる人を含む)
- ②町に住民票が作成された日から引き続き3カ月以上住民基本台帳に記録されている人であって、町に住所を有しなくなった場合はその日から4カ月を経過していない人

2 芳賀町に転入した人の投票場所

- ①選挙公示日の前日から3カ月以上前に転入した人は、町で投票できます。
- ②選挙公示日の3カ月前以降に転入した人は、前住所地の市区町村で投票できます。



◆期日前投票

投票日当日に仕事や旅行などの都合で投票所へ行くことができない人は、期日前投票をすることができます。

【期間】投票日11日前(水)～投票日前日(土)

【時間】8:30～20:00

【場所】町民会館1階ロビー

※入場券をお持ちください(裏面の宣誓書をあらかじめ記入の上、お越してください)。ただし、入場券が届く前でも、投票所で選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票できます。

◆代理投票

代理投票は、けが等で投票用紙に記載できない人のための制度です。投票所で投票管理者に申請すると、補助者二人が決められ、一人が選挙人の指示に従い投票用紙に記載し、もう一人が指示どおり記載したかを確認します。

また、投票所には点字投票用の投票用紙があり、簡単な点字器により点字で投票することができます。

◆特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている人で、一定の要件に該当する人は、特例郵便等投票をすることができます。事前に手続きが必要になりますので、町選挙管理委員会にお問い合わせください。

◆不在者投票

◎病院・施設等での不在者投票

不在者投票所として、県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム等に入院または入所している人は、その施設が指定した投票日に施設内で不在者投票をすることができます。希望する場合は、病院長、施設長等に申し出てください。

◎町外での不在者投票

長期出張などにより投票日に投票できない人は、滞在地の選挙管理委員会が指定する場所で不在者投票をすることができます。事前に手続きが必要になりますので、早めに町選挙管理委員会にお問い合わせください。

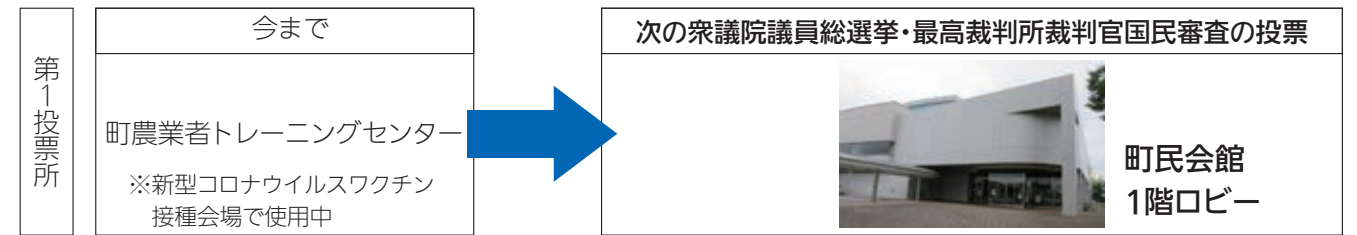
◎郵便等での不在者投票

身体に重度の障がい等のある人は、郵便による不在者投票をすることができます。事前に手続きが必要になりますので、早めに町選挙管理委員会にお問い合わせください。

◎期日前期間中17歳の人の不在者投票

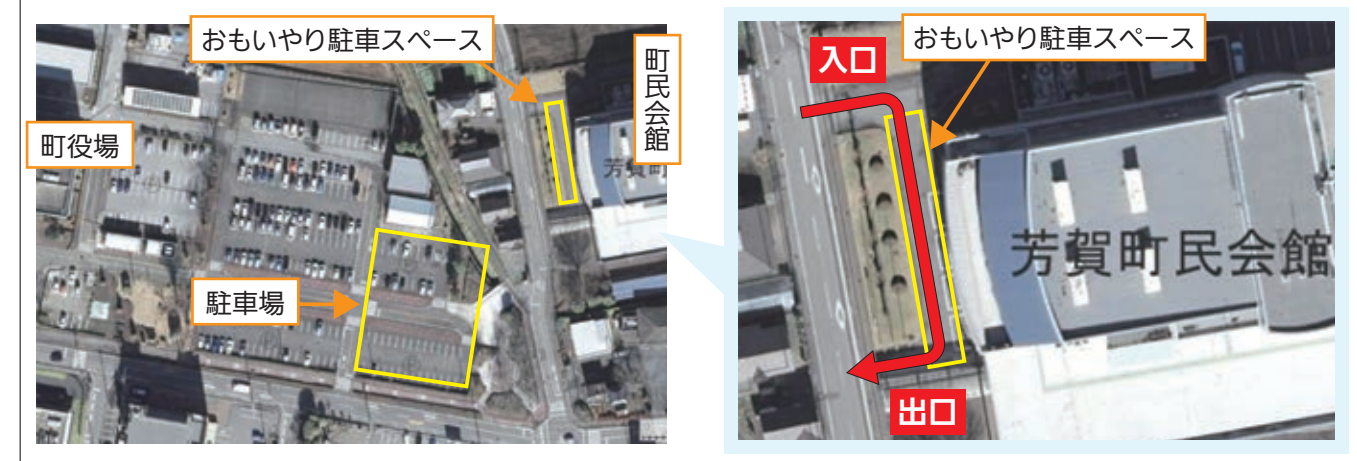
投票日までには18歳になるが、期日前投票を行おうとする日に18歳に達しない場合は、期日前投票所で不在者投票をすることができます。

<第1投票所の場所が変わります>



※他の投票所については、変更はありません。

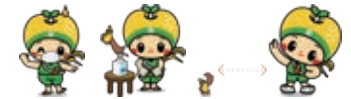
○期日前投票所・第1投票所の駐車場について



※火・水・木曜日の13:30～15:30と、日曜日の9:00～12:00は、町農業者トレーニングセンターで新型コロナウイルスワクチン接種が行われており、役場駐車場の混雑が予想されます。ご注意ください。

○新型コロナウイルス感染拡大防止のため有権者の皆さんへのお願い

投票日当日の混雑を避けるため、期日前投票を積極的にご利用ください。投票所では、マスクの着用、手指消毒、間隔を空けての整列にご協力をお願いします。



公募型樹木伐採

栃木県では、河川内に繁茂している樹木について、民間と協働した樹木伐採を実施しています。個人・団体問わず、本人が伐採し、無償で持ち帰ることのできる人を募集します。詳しくは、栃木県ホームページまたは土木事務所ホームページを確認し、所定の様式に必要事項を記入の上、応募してください。

募集期間/10月8日(金)～22日(金)
栃木県河川課

☎028(623)2444

栃木県真岡土木事務所

☎0285(83)8304

栃木県労働委員会による労働相談会

日時/10月29日(金)13:00～19:00、30日(土)11:00～17:00

場所/オリオンACぷらざ(宇都宮市江野町3-10竹川ビル1F)

内容/栃木県労働委員会委員(弁護士等)による労使関係のトラブル相談

備考/費用無料、予約者優先(当日参加可)、相談時間40分以内(目安)、オンライン相談を希望の場合は要問い合わせ

栃木県労働委員会事務局

☎028(623)3337

とちぎ材の家づくり支援事業

対象/県産木材を一定量以上使用して新築・増改築を行う住宅

補助金額/県産木材の使用量に応じて10～40万円(新築)、5～15万円(増改築)※伝統工芸品等使用で上乗せ補助あり※最大50万円

申請先/〒321-2118宇都宮市新里町丁277-1栃木県木材業協同組合連合会

備考/補助金交付には条件があります。詳細は「とちぎ材の家づくり」で検索してください。

県ホームページ「とちぎ材の家づくり」▶
栃木県環境森林部林業木材産業課
☎028(623)3277

